

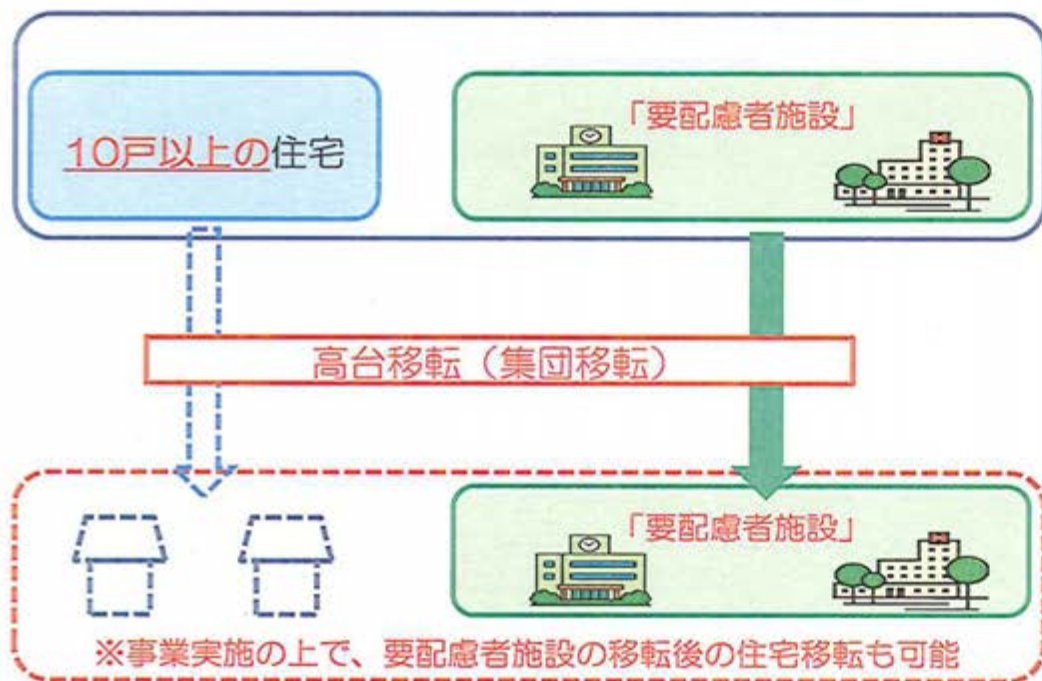
集団移転促進事業の弾力的運用（要配慮者施設からの段階的事業実施）

第十二条

三 集団移転促進事業（第16条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。）

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

集団移転促進区域（災害危険区域の指定の柔軟運用）



<以下の3点の弾力的運用を措置>

- ① 災害危険区域の指定内容の運用を住宅の建築（新築、増築、改築等）の禁止から部分的許容（増築、改築は許容）に緩和して運用
- ② 当初計画では当面合意のとれた10戸以上の建物と要配慮者施設を事業計画に定めることを可能とする（暫定型計画）
- ③ 3号に「集団移転促進事業」を規定するとともに、4号の施設を「集団移転促進事業に関連して」移転するものと規定することにより、住居移転と要配慮者施設移転の前後関係を法文上はリンクさせないことを明記し、住居や要配慮者施設の移転の実施の前後は問わず、要配慮者施設から移転して最終的に住居が移転すれば足りることとする